申告される皆さんへ

市の確定申告・住民税申告会場が変わります

●問い合わせ先　税務課　市税班　☎096(248)1114

例年2月中旬から3月中旬に開設している、『確定申告・市県民税(住民税)申告(相談)』の会場が変わります。

詳しい内容は、広報こうし2月号および市ホームページ(1月中に掲載予定)に掲載します。

①プライバシーを確保するため、広い会場に変わります

・前半の会場を須屋市民センター後半の会場を市役所1階 防災センターに集約します。
・より多くの人を同時に受け付けできるようになり、スムーズな申告ができるようにします。

②待ち時間を減らすため、ネット予約を始めます

・地区指定を廃止し、都合が良い日に来場できるようにします。
・来場する日付と時刻を指定することができる、ネット予約を始めます。
・予約なしの人も、引き続き『当日に先着順で受け付け』しますので、ご安心ください。

お願い

年金・給与の源泉徴収票や、生命保険料・寄附金(ふるさと納税)の控除証明書など、必要書類を紛失し、申告できない人がいます。来場前に、あらかじめご確認ください。

国民健康保険税納付済通知書を発行します

所得税確定申告や市町村の住民税申告の社会保険料控除を受ける場合に、令和6年中に支払った国民健康保険税納付済通知書が必要な人は、税務課、市民課、西合志総合窓口(御代志市民センター)、泉ヶ丘支所、須屋支所で発行しています。郵送を希望する人はご連絡ください。

市内個人事業主・法人事業主の皆さんへ

償却資産の申告は1月31日(金)まで

●問い合わせ先　税務課　固定資産税班　☎096(248)1114

償却資産とは、固定資産税の課税対象の一つです。会社や個人で工場・商店・農業などを経営している人や、駐車場・アパートなどの貸し付けをしている人が、その事業のために所有している構築物や機械、器具、備品などを指します。

償却資産をお持ちの事業主は、毎年1月31日までに1月1日現在の所有状況を償却資産の所在する市町村長に申告しなければなりません。

申告した資産の合計課税標準額が、150万円以上の人は課税されます。

令和6年中に新たに市内で事業を開始した人で、償却資産申告書が申告期限までに届いていない人は、税務課固定資産税班までご連絡ください。

詳しくは、市ホームページまたは税務課へ問い合わせください。

▲市ホームページ

業種	償却資産の例
各業種共通	パソコン、コピー機、電話機、テレビ、ルームエアコン、応接セット、看板、LAN設備、屋外電気設備、屋外給排水設備、構内の舗装路面(駐車場舗装)、太陽光発電設備(屋根材一体型除く)など
農・畜産業	ビニールハウス、水田ハロー、管理機、農耕用耕作機械(大型特殊自動車)など
不動産・賃貸業	外構工事、庭園工事、受変電設備、屋外に敷設されたガス・上下水道埋設管、ゴミ置場など
製造業	外構工事、フェンス、街灯、庭園工事、緑化施設、製造用設備・機械、受変電設備など
建設業	ブルドーザーなどの大型特殊自動車(小型特殊自動車等の軽自動車税の対象は除く)、プレス機など
卸売・小売業	陳列台、ショーケース、レジスター、冷凍・冷蔵設備、店内放送設備、自動販売機など
飲食業	家具、厨房用品、冷凍冷蔵庫、照明設備、ガスレンジ、カラオケ機器など
理容・美容業	理容・美容器具、椅子、洗面設備、パーマ器、ドライヤー、消毒殺菌機など
医(歯)業	レントゲン装置、歯科診療ユニット、ファイバースコープ、給食用厨房器具など

『これから生まれてくる赤ちゃんのために』

風しん予防接種の費用補助のご案内

●問い合わせ先　健康ほけん課　健康づくり班　☎096(248)1275

風しんは、妊娠初期の妊婦さんが感染してしまうと、生まれてくる赤ちゃんの目や耳、心臓に障がいが起きることがあります。市では、妊娠を希望する女性やその配偶者などを対象に風しん予防接種の一部費用を補助しています。

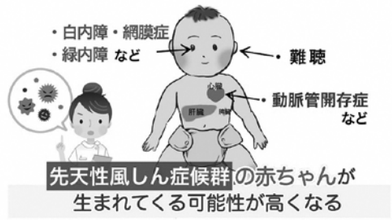

▼対象者　本市に住民票があり妊娠を希望する女性およびその配偶者などの同居者で、次の要件のどれかを満たしている人

①県の風しん抗体検査で予防接種が必要と判断された人

②過去の風しん抗体検査で、風しん抗体価が基準値以下だった人のうち、妊娠を希望する人

③風しん抗体価が低い妊娠している女性の同居者で、過去の風しん抗体検査で抗体が基準値以下だった人

▼対象となる予防接種

令和6年4月1日～令和7年3月31日までに接種した『風しんワクチン』または『麻しん風しん(MR)混合ワクチン』

▼補助回数　1人につき1回のみ

▼補助額　4000円

※ただし、接種費用が4000円に満たない場合は実際に負担した額

▼申請期限　令和7年3月末

※期限を過ぎての申請は受け付けません。年度末に接種をする人は、早めに申請してください

▼申し込み先

健康ほけん課・西合志総合窓口・泉ヶ丘支所・須屋支所

※必要書類や補助対象となる抗体価の基準値など、詳しくは市ホームページをご覧ください

▲市ホームページ

5年に1度の一斉調査。

2025年農林業センサスが実施されます

●問い合わせ先　企画課　企画広報班　☎096(248)1813

農林水産省では、令和7年2月1日㈯を基準日として、『2025年農林業センサス』を実施します。この調査は、農林業の生産構造、就業構造を明らかにするとともに、農山村の実態を総合的に把握し農林行政の企画・立案・推進のための基礎資料を作成し、提供することを目的として実施するものです。

▼調査対象

農林産物の生産を行なうかまたは委託を受けて農林業作業を行ない、生産または作業面積・頭数が次の規定のどれかに該当する事業を行なう人

①農業の場合　経営耕地面積が30ａ以上の農家

②農作物の作付面積または栽培面積、家畜の飼養頭羽数または出荷羽数その他の事業の規模が物的指標以上の規模の農業

③権原に基づいて育林または伐採を行なうことができる山林の面積が3ha以上の規模の林業

④農作業の受託の事業

⑤委託を受けて行なう育林または素材生産または立木を購入して行なう素材生産の事業

▼調査期間

令和7年1月上旬～2月末

▼調査事項

経営の態様、世帯の状況、農業労働力、経営耕地面積、作付面積など、および家畜の飼養状況、農産物の販売金額など、その他農林業経営体の現況を把握するために必要な事項

▼調査方法

期間中、調査員が調査票を配布し、調査員へ提出またはオンライン回答。希望する場合は郵送により回収。

オンライン回答がおすすめです

オンライン回答では、画面の誘導に従ってスムーズに回答ができ、分からないことがあればチャットで質問ができるなど、大変便利です。スマートフォン・タブレット端末にも対応していますので、ぜひご利用ください。